

# 平川市展示商談会等助成事業補助金 Q&A

## ～ 目次 ～

No	内容	ページ
Q 1	対象となる中小企業者の範囲を教えてください。	1
Q 2	物販を伴うイベント等でも申請することは可能ですか。	1
Q 3	商談会等と物産展等を同時に申請することは可能ですか。	1
Q 4	定款や規約を制定していない個人事業者が申請する場合、定款や規約の代わりにどのような書類を添付するとよいですか。	1
Q 5	実績報告をするとき、補助事業の実施状況を示す写真や商談成果等として、どのような書類を添付するとよいですか。	2
Q 6	銀行振込、ネットバンキング等で支払いをしたため領収書がない場合、どのような書類を添付するとよいですか。	2
Q 7	展示装飾費について、ユニフォーム等を製作した場合、対象となりますか。	2
Q 8	総合カタログを作成した場合も資料製作費の対象となりますか。	2
Q 9	委託販売の場合も補助金の対象となりますか。	2

**Q1** 対象となる中小企業者の範囲を教えてください。

この補助金の対象となる事業者の業種や規模については、以下の表のとおりです。業種の詳細については、総務省が公表する日本標準産業分類（平成25年10月改定）をご覧ください。

業種分類	①資本金の額又は出資の総額（※）	②常時使用する従業員の数（※）
製造業、建設業、運輸業その他の業種（卸売業、サービス業、小売業を除く。）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

（※）①と②のどちらかに該当すると要件を満たします。

**Q2** 物販を伴うイベント等でも申請することは可能ですか。

物販を伴う物産展（BtoC）等への出展についても申請は可能です。ただし、上限額は10万円まで、経費は、交通費と宿泊費が対象となります。

**Q3** 商談会等と物産展等を同時に申請することは可能ですか。

補助金の交付申請は、1補助対象者当たり1年度につき1回までとしており、複数の商談会や物産展の申請も可能です。

**Q4** 定款や規約を制定していない個人事業者が申請する場合、定款や規約の代わりにどのような書類を添付するとよいですか。

事業の実施・継続にあたり、内規等を定めている場合は、内規等を提出してください。なお、様式は任意です。

**Q5** 実績報告をするとき、補助事業の実施状況を示す写真や商談成果等として、どのような書類を添付するとよいですか。

写真については、出展ブースや展示会場が分かる看板等の写真を添付してください。  
商談成果については、取引が成立した旨を事業実績書に記載する、商談相手の名刺（全員分でなくともかまいません）の写しを添付するなどしてください。

**Q6** 銀行振込、ネットバンキング等で支払をしたため領収書がない場合、どのような書類を添付するとよいですか。

領収書を発行ができるか支払先に確認していただき、できる場合は領収書を添付してください。領収書は支払元、支払先、支払金額、支払日、支払内容が記載されたものが必要です。

できない場合は、支払元、支払先、支払金額、支払日、支払内容が記載された明細書等を添付してください。

**Q7** 展示装飾費について、ユニフォーム等を製作した場合、対象となりますか。

展示装飾費については、展示ブースのテーブルクロスやのぼり旗、看板などの装飾物を対象としていますので、ユニフォーム等の着用品については、この補助金の対象外となります。

**Q8** 総合カタログを作成した場合も資料製作費の対象となりますか。

出展用に作成したものであれば対象となります。ただし、交付決定前に作成している場合は対象外となります。

**Q9** 委託販売の場合も補助金の対象となりますか。

対象外となります。